

大阪市営住宅家賃減免及び徴収猶予事務実施要領

制 定 昭和 51 年 6 月 30 日
直近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要領は、大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号。以下「条例」という。）、同条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号。以下「規則」という。）及び大阪市営住宅家賃の減免及び徴収猶予実施要綱（以下「要綱」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(収入の認定)

第2条 要綱第4条第1項第3号に定める収入は、継続的な課税対象となる収入及び課税対象とならない年金、手当等の収入の直近1年間の合計額から入居者の直近1年間の医療費を控除した額をいう。ただし、家賃減免の申請時において、継続的な収入を得た期間が1年間に充たない場合は、次の各号に掲げる収入の種類に応じ、当該各号に定めるとおり認定する。

- (1) 給与収入 就職後から申請時までの収入額を年額に換算する
- (2) 事業所得 事業開始後から申請時までの所得額を年額に換算する
- (3) 年金収入等 支給開始後から申請時までの受給額等を年額に換算する

2 前項において、退職又は転職等により過去1年間における所得の方途が異なる場合は、退職又は転職前の収入は算入しないものとし、新たに得ることとなった収入についてのみ認定の対象とする。

3 第1項に規定する医療費とは、診察料、投薬費その他の処置に要する費用及び入院に要する費用をいう。ただし、当該費用に係る領収書等証明書類を提出することができるものに限る。

(支出基準額)

第3条 要綱第4条第1項第3号に定める基準額は、別表に掲げる扶助額及び加算額の合計に1.2を乗じて得た額に、入居している住宅の家賃の年額を加えた額とする。

2 前項の入居している住宅の家賃の年額は、公営住宅法施行令（昭和26年第240号。以下「令」という。）第2条に定める方法により算出した家賃減免の適用予定月の家賃額に12を乗じて得た額とする。なお、家賃減免の適用予定月の家賃額の算定にあたっては、令第2条第2項の表の上欄に掲げる入居者の収入の区分のうち最も低い収入の区分に該当する家賃算定基礎額を用いるものとする。

(家賃減免の申請)

第4条 要綱第8条に規定する家賃減免の申請は、大阪市営住宅家賃減免（更新）申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 住所と家族構成を証明する書類 住民票の写し
- (2) 収入金額を証明する書類

ア 給与収入がある場合 住民税課税証明書。ただし、源泉徴収票又は確定申告書（控）が直近の収入を証明する書類の場合は当該書類。退職又は転職等により継

続的な収入を得ている期間が1年未満の場合は、就職日から申請時までの給与収入額がわかる賃金支払証明書。退職又は転職の場合は前職場の退職年月日を証明する書類等。なお、収入申告時の資料により直近の収入が確認できる場合に限り、これらの収入を証明する書類は不要とする。

- イ 年金収入がある場合 直近の支給額がわかる年金振込通知書等
- ウ 公的手当等がある場合 受給証書の写し等
- エ その他の収入がある場合 直近の収入額、支給額を証明する書類等
- オ 収入がない場合 学生証の写し、無職の理由書等

(3) 収入から控除する医療費を証明する書類

医療機関等が発行する領収書（写しでも可。ただし、受診者名、受診年月日等がわかる書類に限る。）又は所得税法（昭和40年法律第33号）第120条第4項第2号に規定する書類（写しでも可）。

- (4) 要綱第4条第1項第3号に定める基準額を算定する際に障がい者加算を受ける場合は、身体障がい者手帳、療育手帳等障がいを証する書類の写し。
- (5) 生活保護の適用がある場合は、生活保護適用証明書。
- (6) その他家賃減免認定事務に際し必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号並びに第2号ア及びエに掲げる書類により証する事実が住民基本台帳又は市・府民税課税台帳により確認できるときは、当該事実に係る書類の添付は要しない。

(家賃減免の決定等)

第5条 前条に定める家賃減免の申請があった場合は、要綱第9条の規定に基づき、家賃減免の適用の可否、減免適用後の家賃額及び減免適用期間、又は却下の決定を行う。ただし、決定に際し必要と認めるときは、実情調査を行う。

2 前項の家賃減免の適用又は却下の決定は、市営住宅家賃減免決定通知書（別記様式第2号）又は市営住宅家賃減免却下通知書（別記様式第3号）により、申請者に対して行うものとする。

(家賃減免の更新の申請)

第6条 要綱第7条に定める家賃減免の更新の申請は、第4条に定める家賃減免の申請に準じて行うものとする。

(家賃減免の決定の取消の通知)

第7条 要綱第10条第5項に定める家賃減免の決定の取消の通知は、市営住宅家賃減免取消通知書（別記様式第4号）により、入居者に対して行うものとする。

(家賃減免期間満了通知)

第8条 要綱及びこの要領に定めるところにより家賃減免の適用を受けている者に対する期間満了の通知は、期間満了期日の1月前までに、別に定める様式により行うものとする。

(家賃の徴収猶予の申請等)

第9条 要綱第6条、第8条、第9条及び第10条第5項に定める徴収猶予の申請、決定、延長、取消及び満了の通知については、別に定める様式により行うものとする。

附 則（昭和 51 年 6 月 30 日建築局長決裁）

- 1 この要領は、昭和 51 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 「大阪市営福祉住宅家賃減額事務実施要領」（昭和 49 年 3 月 31 日建築局長決裁）は、これを廃止する。

附 則（昭和 54 年 12 月 3 日改正）

この要領は、昭和 55 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 57 年 6 月 29 日改正）

この要領は、昭和 57 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 59 年 4 月 10 日改正）

この要領は、昭和 59 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 3 月 1 日改正）

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日改正）

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 1 月 1 日改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 17 年 1 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要領の適用の日以後に要綱第 7 条第 1 項又は同条第 2 項の規定にて行われる申請において、入居者に老年者（所得税法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 14 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 30 号に規定する老年者をいう。以下同じ。）がある場合における当該入居者の収入の計算については、平成 19 年 3 月 31 日までの間は、公営住宅法施行令第 1 条第 3 号イからホまでに掲げる額を控除するほか、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、その老年者一人につき同表の右欄に定める額（その老年者の所得金額が同表の右欄に定める額未満である場合には、当該所得金額）を控除して行うものとする。

平成 17 年 1 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日	50 万円
平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日	30 万円
平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	15 万円

附 則（平成 23 年 9 月 16 日改正）

この要領は、平成 24 年 3 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 1 月 10 日改正）

この要領は、平成 24 年 3 月 1 日から実施する。

附 則（平成 24 年 3 月 21 日改正）

この要領は、平成 24 年 4 月以後の月分の家賃について適用し、同年 3 月分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 7 月 4 日改正）

この要領は、平成 24 年 7 月 9 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 28 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 28 年 5 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 6 月 29 日改正）

この要領は、平成 30 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 6 年 12 月 2 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

(別表)

A 生活扶助第1類

年齢(適用開始月の1日の満年齢)	個人生活費(年額:円)
0歳~2歳	250,800
3歳~5歳	316,200
6歳~11歳	408,840
12歳~19歳	504,960
20歳~40歳	483,240
41歳~59歳	458,160
60歳~69歳	433,200
70歳~	388,080

3人世帯以下:合計額×1.0

4人世帯 :合計額×0.95

5人世帯以上:合計額×0.9

を乗じる。なお、10円未満の端数は切り上げる。

B 生活扶助第2類

世帯人員	世帯生活費	冬季加算	期末一時扶助費(年額:円)
1人	521,160	15,450	14,180
2人	576,840	20,000	28,360
3人	639,480	23,850	42,540
4人	661,920	27,050	56,720
以降1人増ごと	5,280	1,000	14,180

C 教育扶助等

区分	扶助額(年額:円)
適用開始月の属する年度の4月1日現在 6歳~11歳の者1人につき	63,720
適用開始月の属する年度の4月1日現在 12歳~14歳の者1人につき	111,360
適用開始月の属する年度の4月1日現在 15歳~17歳の者1人につき	144,120

ただし、15歳から17歳の者は高等学校等に通学するものに限る

D 母子加算(要件I又は要件IIに該当する児童を養育している場合)

区分	加算額(年額:円)
児童1人	279,120
児童2人	301,200
以降1人増毎	11,280

要件I 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

要件II 20歳未満の障がい児

E 障がい者加算

区分	加算額(年額:円)
身体障がい者1級・2級等	322,200
身体障がい者3級等	214,680

F 児童養育加算

区分	加算額(年額:円)
適用開始月の属する年度の4月1日現在 2歳以下の者1人につき	180,000
適用開始月の属する年度の4月1日現在 3歳以上11歳以下の者1人につき(第2子まで)	120,000
適用開始月の属する年度の4月1日現在 3歳以上11歳以下の者1人につき(第3子以降)	180,000
適用開始月の属する年度の4月1日現在 12歳以上14歳以下の者1人につき	120,000

別記様式第1号 市営住宅家賃減免(更新)申請書

(月更新)

発行日 年 月 日

印

問合せ先

(提出先) 大阪市長

申請日 年 月 日

私は下記のとおり収入及び資産が少なく、著しく生活に困窮し、家賃の全額を支払うことが困難ですので、家賃の減免を申請いたします。また、私及び同居親族の課税対象所得等については、収入申告により認定すること及び課税台帳等により確認することに同意いたします。さらに、下記で申し出ております非課税年金等について、年金事務所等に照会することに同意します。なお、この申請書の内容が事実と相違するときは、大阪市営住宅家賃の減免及び徴収猶予実施要綱の規定に基づき、減免の決定を取り消され、既に減免された家賃を納付することに異議はありません。

※太枠内をご記入ください。
記入もある場合は審査できません。

同居承認	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年齢	収入の種類	収入	障がいの状況	職業・勤務先 学校名等	生活保護受給の有無
							特障 普障		有・無
							特障 普障		有・無
							特障 普障		有・無
							特障 普障		有・無
							特障 普障		有・無

必ずご記入ください 世帯の非課税の収入については以下のとおりです。

※該当するものに○をご記入ください。該当があるものについては受給者氏名・金額をご記入ください(収入の種類については裏面参照)。

遺族年金	無・手續中・有(受給者:	金額	円/年)
障がい年金	無・手續中・有(受給者:	金額	円/年)
その他非課税収入 (雇用保険・各種手当等・年金生活者支援給付金) 名称()	無・手續中・有(受給者:	金額	円/年)

各項目に「有」に○をされた方は裏面の書類が必要です。また、年金等の受給手続き中の場合は認定期間が3か月となります。

家賃の支払いが困難な状況	収入は上記記載のとおりであり、かつ貯蓄額は右記のとおりであるが、次の理由により家賃の支払いが困難である。(該当する項目に○をつけたうえ、必要事項を記入してください。)	世帯合計貯蓄額
	①負債が多くあり返済に多額の費用が必要【負債総額 円・毎月の返済額 円】	① 100万円未満
	②疾病等で医療費に多額の費用が必要(同居していない親等を含む)【年間医療費 円】	② 100~300万円未満
	③子どもの学費等に多額の費用が必要(同居していない子等を含む)【年間学費等 円】	③ 300~500万円未満
	④収入額少なく、かつ貯蓄額が少ないため	④ 500万円以上
	⑤その他())

団地番号	住宅番号	名義人氏名	同時申請	
			応能減額	名義変更
減額前家賃	入居日			
円				

前回減免

~

円

口振	
納付書	

医療費控除(任意)			
無・有()	年 月 ~ 年 月 分)	円	
上記収入金額のうちから、医療費を支出した場合で、医療費控除を受けようとするときは、医療費控除計算表及び領収書(又はそのコピー)もしくは各医療保険者が発行する「医療費のお知らせ」を添付してください。なお、提出いただいた領収書・「医療費のお知らせ」は返却いたしません。			

受付	受付番号	再受付	再受付番号

センター使用欄		

市営住宅家賃減免決定通知書

年 月 日

〒	一	大阪市	区	住宅	棟	丁目	番
				様			
(団地番号)				住宅番号	-	-)

大 阪 市 長

印

申請のあった家賃の減免については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 減免後の家賃 円

2. 減免期間 年 月～ 年 月

3. 算定根拠

減免基準家賃	円
減免率	%
総収入	円
支出基準額	円
収入比率	%
最低負担額	円
経過措置適用の有無	
経過措置適用前家賃	円
経過措置基準家賃	円 (年目／年)

減免後の家賃には、店舗併用住宅の店舗部分の家賃は含まれていません。

注意事項

次に該当する場合は、住宅管理センターまですぐ連絡してください。

- ・生活保護を受けるようになったとき
- ・世帯の収入が増えたとき
- ・世帯人員に変動があったとき
- ・家賃を減免する必要がなくなったとき

虚偽の申請により家賃減免を受けたことが判明した場合は、

直ちに決定を取り消したうえ、すでに減免された家賃については納付していただきます。

住宅管理センター

〒
大阪市 区

電話番号 06 -

市営住宅家賃減免却下通知書

年 月 日

〒	一	区	丁目	番
大阪市		住宅 棟	号	
市営				
様				
(団地番号 住宅番号 - -)				

大阪市長

○ ○ ○ ○

印

申請のあった家賃の減免については、下記のとおり不承認となりましたので通知します。

記

1 不承認理由

2 根拠

総収入 円

支出基準額 円

収入比率 %

住宅管理センター

〒
大阪市 区

電話番号 06 - - -

市営住宅家賃減免取消通知書

年 月 日

〒	一	区	丁目	番
大阪市		住宅 棟	号	
市営				
様				
(団地番号 住宅番号 - -)				

大 阪 市 長

○ ○

○ ○

印

適用されておりました家賃の減免については 年 月をもって取り消されまして、

年 月から 円を納めていただくことになりましたので通知します。

住宅管理センター

〒
大阪市 区

電話番号 06 -